

道議会議員選挙の投票日です

4月10日は、北海道知事、

投票日 4月10日(日)
投票時間 午前7時から午後6時まで
期日前投票の場合は
期間 知事が3月25日から4月9日まで
 道議は4月2日から4月9日まで
時間 午前8時30分から午後8時まで



4月10日は、北海道知事、北海道議会議員選挙の投票日です。わたしたちの暮らしの願いを道政に反映させる大切な選挙です。棄権せずに必ず投票しましょう！

投票のできる人

今回の選挙で、津別町で投票できるのは、次の2つの要件を満たす方です。

- ①平成22年12月31日までに津別町に住民登録され、引き続き町内に居住している方
- ②平成3年4月11日以前に生まれた方

なお、平成23年1月1日以降に、道内の他の市町村から転入してこられた方については、後に説明します。

入場券を忘れずに

投票ができる方には、お手元に、投票所への入場券が郵送されます。投票の際は、必ず持参してください。また、入場券が届かなかったり、記載内容に誤りがあるときは、すぐに選挙管理委員会事務局にご連絡をお願いします。

まず、知事の投票から

投票所では、受付をしてから最初に北海道知事の投票を行います。

す。①入場券を持ったまま②薄い緑色に黒インク刷りの投票用紙を受け取って③指定された場所、候補者名を記入し④知事選挙用の投票箱に入れてください。投票箱には、知事選挙用、道議選挙用の2種類があります。間違えないように、投票してください。

次に、道議の投票です

知事の投票が済んだら、今度は道議会議員の投票です。受付で①入場券を渡し②白色に黒インク刷りの投票用紙を受け取って③指定された場所で、候補者名を記入し④道議選挙用の投票箱に入れてください。

期日前投票は4月9日まで実施

期日前投票は、投票日の当日に、仕事や旅行、やむを得ない事情で投票できない人が、事前に投票を済ませておく制度です。手続きも簡単ですので、棄権しないよう、ぜひこの制度を利用してください。期日前投票の期間は、知事選挙

が3月25日から4月9日まで、道議選挙が4月2日から4月9日までの毎日です。時間はいずれも、午前8時30分から午後8時までです。投票をする場合は、入場券を持って町選挙管理委員会（議事堂1階の町民懇談室）までお越しください。

長期出張者・入院者の方は不在者投票を

長期間の出張などで町外に在住している場合は、告示前でも不在者投票の請求（投票用紙の取り寄せ）ができます。この請求の後、告示の翌日以降に滞在先の最寄りの市町村選挙管理委員会では不在者投票が行えます。なお、不在者投票用紙の交付などはすべて郵便でのやり取りとなり、日数を要しますので、早めに請求をしてください。

また、不在者投票指定病院や老人ホームなどに入院・入所している場合も、その施設内で不在者投票ができますので、早めに施設長に申し出てください。

平成23年1月1日以降の転入者の投票方法

平成23年1月1日以降に道内の他市町村から津別町に転入し住民

登録され、引き続き居住されている方は、次の方法のいずれかにより、投票することになります。その際、津別町に引き続き住んでいることを証明する『居住証明書』が必要になります。津別町役場の住民窓口で発行（無料）していただきます。

- ①転入前の市町村で投票
転入前の市町村選挙管理委員会に『居住証明書』を持参し、そこで投票を行ってください。
- ②転入後の津別町で投票
『居住証明書』を添えて、転入前の市町村選挙管理委員会へ投票用紙の請求をし、郵送されてきた投票用紙（絶対開封しないください）を津別町選挙管理委員会に持参し、投票を行ってください。請求から投票まで日数を要しますので、早めに請求をしてください。

重度障害の方は自宅で投票できます

身体に重度の障害があるために投票所へ行くことのできない方で次に該当する場合は、自宅で投票することができます。

投票は町選挙管理委員会にその旨を請求し、郵送によって投票用紙の交付を受け、記載した投

票用紙を返送することになります。投票まで日数を要しますので、早めに請求をしてください。

- ①身体障害者手帳をお持ちで、両下肢などの障害で、1級または2級の人
- ・内臓機能障害で、1級または3級の人
- ・免疫障害で、1級から3級までの人
- ②戦傷病者手帳をお持ちで、両下肢などの障害で、特別項症から第2項症までの人
- ・内臓機能の障害で、特別項症から第3項症までの人
- ③介護保険の要介護状態区分が、要介護5の人

開票は即日

開票は、10日午後8時から中央公民館で行います。参観は自由です。会場で参観人名簿に記入し、静かに参観されるようお願いいたします。

投票は入場券に記載された投票所で

今回の投票は、町内の7カ所で行われます。あなたが投票する場所に入場券に記載されていますので、確認の上、決められた場所へ投票してください。

次に道議会議員選挙の投票をして下さい

最初に北海道知事選挙の投票をします

投票



候補者名を書く

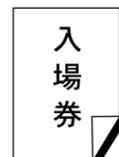


投票用紙交付

道議選挙(白色)の投票用紙をもらう



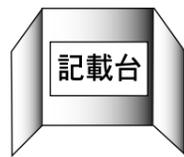
入場券を渡す



投票



候補者名を書く



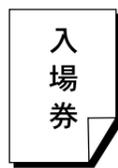
投票用紙交付

知事選挙(薄い緑色)の投票用紙をもらう



入場・受付

受付で入場券を提示する



入場券は持ったまま

入場券は持ったまま

投票の順序

選挙に関するお問い合わせは、津別町選挙管理委員会まで
 議会議事堂1階・町民懇談室 ☎76-2155(内線286・333)